

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 4 年 6 月 2 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 山 田 忠 晴

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 頸城区総務・地域振興グループ、三和区総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ、教育・文化グループ
- 3 監査の着眼点 使用料等の収入事務等は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
契約事務等は適正か。
補助金の交付事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
頸城区総務・地域振興グループ	○坂口記念館管理運営費、頸城コミュニティプラザ管理運営費、消防施設管理費 今回監査対象事業である坂口記念館管理運営費、頸城コミュニティプラザ管理運営費及び消防施設管理費において、契約手続きに関する不適正な事案が多数見受けられ、前回監査時から改善されていないものも含まれていた。 このことから、事業実施に当たっては契約事務の基本事項を十分確認の上行うとともに、決裁過程ではチェック機能が十分に果たされるよう、グループ全体で事務体制のあり方を見直されたい。

(2) 注意事項 16件

- ① 収入事務に関する事 4件
- ② 契約事務に関する事 5件
- ③ 検収事務に関する事 3件
- ④ 支出事務に関する事 1件
- ⑤ 補助金等交付事務に関する事 3件

(3) 要望事項 1件

委託料振込口座指定等届及び支払いに関する書面の押印省略について